車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第13号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通知する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年10月20日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県養老郡養老町飯積二丁目88番１から 岐阜県養老郡養老町大跡字東畑865番２まで
中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町直江字広面2531番３から 岐阜県養老郡養老町直江字野割2629番地先まで

２．指定する期日　　平成29年10月22日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯す恐れがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）及び中央自動車道西宮線（養老ＪＣＴ）（改築）の工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成29年10月20日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県養老郡養老町大字飯積から 岐阜県養老郡養老町大字口ケ島まで	新設工事	平成29年10月21日
中央自動車道西宮線 （養老ＪＣＴ）	岐阜県養老郡養老町飯積	改築工事	平成29年10月21日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第16号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、平成29年３月31日及び同年６月14日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年10月20日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「Kansai Expressway Pass」の実施

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間から10日間のいずれかの間に、⑷に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ車が利用する普通車（西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数の別に次表の額とする。

最大日数	料金
２日間	5,500円
３日間	6,500円
４日間	7,500円
５日間	8,500円
６日間	9,500円
７日間	10,500円
８日間	11,500円
９日間	12,500円
10日間	13,500円

⑶　実施する期間

平成29年10月25日から平成29年12月17日までとする。

⑷　適用区間

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から川西インターチェンジまで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適